

子どもが生まれたとき

(生まれた子どもを扶養に入りたい)

自治体でお手続き

勤務先の人事・会計でお手続き

共済システムの電子申請でお手続き

1

自治体に
出生届提出

世帯全員の住民票の写し
(続柄記載あり・マイナンバー
省略)を取得又は、母子手
帳に出生届出済証明をし
てもらう。

2

(扶養手当該当者の場合)
扶養手当の申請

詳細は、部隊の人事担当
者や会計担当者にお問い
合わせください。

3

共済組合
電子申請

①で取得した世帯全員の
住民票の写し又は、母子
手帳の出生届出済証明の
写真を撮ってアップロー
ド

**※共済システムの被扶養者認定にかかる電子申請は速やかに！
(事実発生より30日経過しますと申請受付日が認定日となります。)
組合員様自身で①～③全ての申請が必要です。**

【お問い合わせ先】 コンタクトセンター

TEL : 050-3651-0805 (通話料は組合員様負担)

※受付時間 9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)

守るあなたを支えたい

防衛省共済組合

